第十一条第二項中「平成十九年度」を「平成二十二年度」に、「当該年度の初日の属する年の前々年」を「平成十七年」に改める。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

**第十一条**　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「一・〇〇六」を「〇・九九二」に改める。

第二条の見出し中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「〇・九九七」を「一・〇〇八」に改める。

第三条の見出し中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条の表中「四三、九八〇円」を「四五、三〇〇円」に、「八七、九六〇円」を「九〇、六〇〇円」に、「一三一、九四〇円」を「一三五、九〇〇円」に、「一七五、九二〇円」を「一八一、二〇〇円」に、「二一九、九〇〇円」を「二二六、五〇〇円」に、「二六三、八八〇円」を「二七一、八〇〇円」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

第五条の見出し中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「一・〇〇七」を「〇・九九三」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

| 平成二十二年四月から平成二十三年三月まで | 〇・九二七 |
|---|---|

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額及び同法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額の改定）

**第五条**　平成二十二年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

2　平成二十二年度の四月以後の厚生年金保険法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「四十七万円」と読み替えて、同法の規定（他の法令において引用する場合を含む。）を適用する。

別表第一（第四条第一項関係）を次のように改める。

**別表第一**（第四条第一項関係）

| 一　昭和五年四月一日以前に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率 | |
|---|---|
| 昭和三十三年三月以前 | 一三・八六二 |
| 昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで | 一三・五六四 |
| 昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで | 一三・三七六 |
| 昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで | 一一・〇六二 |
| 昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで | 一〇・二二八 |
| 昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで | 九・二三五 |
| 昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで | 八・四八一 |
| 昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで | 七・七九四 |
| 昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで | 六・八二二 |
| 昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで | 六・二六六 |
| 昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで | 六・〇九六 |
| 昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで | 五・三九二 |
| 昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで | 四・一二一 |
| 昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで | 三・五七四 |
| 昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで | 二・六二二 |
| 昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで | 二・二三四 |
| 昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで | 一・八四七 |
| 昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで | 一・六九八 |
| 昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで | 一・六〇九 |
| 昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで | 一・四四九 |
| 昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで | 一・三七九 |
| 昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで | 一・三三一 |
| 昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで | 一・二八一 |
| 昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで | 一・二一二 |
| 昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで | 一・一八一 |
| 昭和六十三年四月から平成元年十一月まで | 一・一五二 |
| 平成元年十二月から平成三年三月まで | 一・〇八三 |
| 平成三年四月から平成四年三月まで | 一・〇三二 |
| 平成四年四月から平成五年三月まで | 一・〇〇三 |
| 平成五年四月から平成六年三月まで | 〇・九八三 |
| 平成六年四月から平成七年三月まで | 〇・九七五 |
| 平成七年四月から平成八年三月まで | 〇・九七四 |
| 平成八年四月から平成九年三月まで | 〇・九七一 |
| 平成九年四月から平成十年三月まで | 〇・九五一 |
| 平成十年四月から平成十一年三月まで | 〇・九四五 |
| 平成十一年四月から平成十二年三月まで | 〇・九四八 |